

固定資産税、軽自動車税の 税率改正について

「新・留萌市財政健全化計画」により地域医療を守るため、平成21年度から、固定資産税と軽自動車税の税率を改正します。

お知らせ

固定資産税と軽自動車税が税率改正になります。

- 固定資産税は、1.4%から1.5%に引き上げます。
- 都市計画税は、0.3%と変わりません。
- 軽自動車税は、1.5倍に引き上げます。



■ 固定資産税とは

固定資産税は毎年1月1日現在市内に土地・家屋・償却資産を所有している方にかかる税金で、3年に一度、土地・家屋の評価の見直しをすることになっています。平成21年度は評価替えの年度にあたり、土地価格の下落や家屋の年数経過により、全体の税額では大幅な減収が見込まれます。

今回の税率改正により、全体では65,775千円の負担増をいただくこととなりますが、評価替えの減額があるため、個々の税額は必ずしも増えるものではありません。ただし、左記のような方は税額が増える場合があります。

家屋	土地	税金が上がる例	税金が下がる例
耐用年数を超えていないもの(おおむね木造住宅で築20年以上の家屋)	地価の下落が小さいところ(おおむね7%未満の下落)	耐用年数に達しているもの(おおむね木造住宅で築20年以内の家屋)	地価の下落が大きいところ(おおむね7%以上の下落)

◆ 軽自動車税額

区 分		改定前→改定後(円)	区 分		改定前→改定後(円)	
軽自動車	二輪のもの(250cc以下)	2,400 → 3,600	原動機付自転車	第一種 50cc以下	1,000 → 1,500	
	三輪のもの	3,100 → 4,600		第二種	90cc以下	1,200 → 1,800
	四輪以上のもの	乗用			家用	125cc以下
				営業用	7,200 → 10,800	ミニカー
		貨物	家用	4,000 → 6,000	農耕作業用	1,600 → 2,400
			営業用	3,000 → 4,500	その他	4,700 → 7,000
	雪上車	2,400 → 3,600	小型特殊自動車			
				二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		4,000 → 6,000

平成21年度の土地・家屋の税額は、固定資産価格縦覧制度でご確認ください。縦覧期間は、平成21年4月から5月を予定しています。

■ 軽自動車税とは

軽自動車税は、毎年4月1日現在、留萌市に住所があり軽自動車などを登録している方にかかる税金です。

■ 軽自動車税の手続きは…

車両を廃車・名義変更をしたり、留萌市から転出をした場合は、変更の手続きが必要です。

■ 手続きを忘れると…

「車両を所有していないのに税金がかかる」、「転出をしたのに留萌市から納付書が届く」ということもありますので、変更があった場合は、4月1日までに手続きをお願いいたします。

変更手続きはこちらへ

- 原動機付自転車/小型特殊自動車 市役所税務課市民税係 ☎42・1804
- 軽自動車 旭川地区軽自動車協会 ☎0166・53・7300
- 二輪の小型自動車(250ccを超えるもの) 旭川地方家用自動車協会 ☎0166・51・1221

固定資産税・軽自動車税に関するお問い合わせは

市・税務課

☎42・1804